平成２３年（フ）第３８７号
岡山市南区若葉町８番29号
債務者　中原　美和
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９２号
岡山県玉野市長尾760―７、住民票上の住所
岡山県玉野市長尾1104番地
債務者　照岡　一弘
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４１号
岡山市北区西島田町５番４号　アソシエ島田203
債務者　村岡　弘明
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８２号
岡山市北区矢坂東町12番56号　アーネスト矢坂906号
債務者　中村　真一
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８３号
岡山市北区矢坂東町12番56号　アーネスト矢坂906号
債務者　中村　智美
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８９号
岡山市中区高島新屋敷205番地３　２Ｆ
債務者　高谷　友仁
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２号
大分県豊後高田市水崎435番地１
債務者　水間　孝行
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月19日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４４６５号
東京都東久留米市柳窪３丁目３－４－104
債務者　見山　晴美
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５１８号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目５―12―702
債務者　上野　　望
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５３０号
東京都墨田区東向島３丁目10―９、住民票上の住所北海道札幌市東区北21条東12丁目１―５―405
債務者　大山　裕夫
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５４０号
東京都板橋区南常盤台１丁目19―12　杉山方
債務者　齋藤　　正
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５６６号
東京都足立区栗原２丁目11―21―205
債務者　加藤　和昭
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５８２号
東京都清瀬市中里４丁目1296　清瀬中里４丁目アパート３―210
債務者　玉城　　舞（旧姓兵頭）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５８３号
千葉県市川市本行徳７―７―107
債務者　大塚　康次
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５８４号
東京都中野区中央２丁目57―６　わかば荘５
債務者　志賀　　誠
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５８９号
東京都板橋区栄町18―５―403　愛マンション別館三浦方
債務者　三浦　絵美
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部